

NO	質問	回答
1	<p>内航不定期航路旅客船(限定沿海5トン未満12m未満12名以下)東京湾内(神奈川県観音崎以北)(海域早見マップで海水温の表示がない)の運航の場合(母港が河川からの出港ため5海里以遠になる)は、いかだ、無線機、非常用位置等発信装置は必要ですか。</p>	<p>●改良型救命いかだ等 東京湾は水温15度以上のため平水区域は備え付け義務はありません。観音崎以北の平水区域以外の水域については20度未満になる期間のみ改良型救命いかだ等の備え付け義務対象になります。</p> <p>●法定無線設備 旅客定員12名以下の事業船の場合、平水区域は、携帯電話、衛星電話、業務用無線設備のいずれかを積み付ける必要があります。携帯電話を備え付ける場合は、航行区域が携帯電話のサービスエリア内である必要があります。限定沿海以遠の場合は、携帯電話は認められず、衛星電話または業務用無線設備の積み付けが必要となります。</p> <p>●非常用位置等発信装置 限定沿海以遠を航行する船舶は搭載が必要になります。</p>
2	<p>説明会で投影されている資料はどこからダウンロードできますか。</p>	<p>特設サイト8/23の14時以降にダウンロード可能になります。</p>
3	<p>(国交省説明資料)スライド11について質問です。伊豆諸島南部沿岸(20度未満:12/25~4/27、15度未満・10度未満:なし)、旅客定員12名以下の小型船舶による5海里以内での航行事業であれば、20度未満の時期においても救命いかだの据付が不要という理解であっていますか。</p>	<p>特例の④(航行する区域が母港に近いもの)に該当します。記載の条件であればいかだの積み付けは不要です。</p>
4	<p>特例①~⑤については、「組み合わせることも可能」となっていますが、仮に、水密全通甲板であって、かつ、母港から5海里以内であれば20℃未満だけでなく、10~15℃未満でも組み合わせ特例が認められるのでしょうか。</p>	<p>複数組み合わせが可能です。組み合わせることで条件が変わるものではありません。それぞれの特例で認められている範囲になります。</p>
5	<p>改良型内部収容型浮器で25人用は、150万円と伺っていますが、これには、スライダーも含まれた価格という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>25人用浮器の場合、製品価格150万円であれば補助金上限内で補助率2/3を最大限活用できます。メーカーには補助率及び補助上限額を伝えております。詳しい金額は現在メーカーで検討中ですのでメーカーにご確認ください。</p>
6	<p>(国交省資料)6ページの④播磨灘は10℃未満赤字の期間以外で航行するのは救命いかだは不要の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>播磨灘の平水区域における10度未満の期間の備え付け義務は、当該海域が輻輳海域であることを考慮し適用除外とします。平水以外の海域については、10度以上20度未満の期間については、改良型救命いかだ等の備え付け義務の対象となります。</p>

NO	質問	回答
7	改良型救命いかだ等において、バッグ式に関しては船舶ごとに運航する際に積替えを行い航行することは可能でしょうか。	船舶の装備として備え付けることが求められるので基本的には不可です。ただし積替えごとに臨時検査を受けるのであれば可となる可能性があります。
8	改良型救命いかだ等における特例の③と⑤については、誰がどのように確認するのですか。	③（全通水密甲板）は検査機関である運輸局、JCIが確認します。検査の方法は必要に応じて射水の検査をします。⑤（救助船）は、営業船舶に対する救助船を指定していただき、その船舶が営業船舶運航中の航路に30分以内で到着することを、船舶検査証書及び安全管理規定に記載することにより担保する予定です。詳細は現在検討中です。
9	改良型救命いかだ等における特例の①と②と④には船舶検査証書に条件を記載とありますが、③と⑤には特に記載がないので取り扱いの違いを教えてください。	③（全通水密甲板）は、構造上水密甲板を持っていることが確認できれば、追加の限定条件は付すことは予定していません。⑤（救助船）は、船舶検査証書と安全管理規定で担保する事を想定しています。
10	改良型救命いかだ等における特例④の母港を複数設定することは可能ですか。	発航港のみです。1つの港のみ設定を想定しています。
11	申請ができるのは今年度限りですか。また本補助金は来年度以降も継続されますか。	早期導入の為に令和4年度補正予算の事業となっており、来年度の予定はありません。
12	現存船253トン230名2時間限定船の離島航路で、膨張式救命いかだ・乗込装置としてはしごを備えています。この場合、引き続き既存いかだを使用可能でしょうか。	現行の基準に適合する乗込はしごを備えている場合は、引き続き現存の救命いかだを使用することは可能です。
13	各種設備の設置の必要・不必要の最終的な判断の問い合わせはどちらにすればよろしいでしょうか。	「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局又は国交省海事局安全政策課まで問い合わせください。 ・「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局 050-3093-4819（受付時間 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始を除く） info@marine-safe.jp ※補助金事務局HP（ https://marine-safe.jp/marine-safe/ ）にお問い合わせフォームもございます。 ・国交省海事局安全政策課 03-5253-8111
14	航行区域（近海）のRORO船を運航しており、すでに救命筏と乗込装置のはしごを搭載しています。次回定期検査で改良型救命筏に積み替える必要はありますか。また、はしごについて、長さ等の規定はありますか。	現行の基準に適合する乗込はしごを備えている場合は、引き続き現存の救命いかだを使用することは可能です。

NO	質問	回答
15	離島航路では船舶検査期間中代替船舶を用船しますこの際用船船舶について、改良型救命いかだ搭載義務はどうなりますか。	水温に応じ積み付け対象となる期間に航行する場合は、用船船舶であっても改良型救命いかだ等の搭載義務が発生します。
16	AISは無線局の従事者資格は必要ですか。無線局免許は必要ですか。	AIS（船舶自動識別装置）のうちClass Aといわれるものは、一定条件の船舶に対して搭載を義務化しているもので、現状において船舶自動識別装置としての目的以外での使用は原則認められておりません。Class AのAISの搭載を義務づけられている船舶は「船舶局」として無線局の開設が必要となり、当該無線局を運用する者は無線従事者免許を取得している必要があります。 なお、AISのうち、Class Bといわれるものについては、無線従事者免許は必要ありませんが、「特定船舶局」といった無線局の開設が必要となります。